



2022年5月25日

各 位

会社名 サンセイ株式会社  
(コード 6307 東証スタンダード)  
代表者名 代表取締役社長 小嶋 敦  
問合せ先 管理本部長 西村 直樹  
( TEL 06-6395-2231 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第67回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

上記に加え、現行定款第17条(株主総会決議事項)において、根拠法令について所要の変更を行うものであります。

また、その他、条文の新設に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月29日

定款変更の効力発生予定日 2022年6月29日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 15 条～第 16 条 (条文省略) (株主総会決議事項)</p> <p>第 17 条 会社法施行規則第 127 条第 2 号ロに定める取組みとして、当会社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式又は新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策の決定は、株主総会の決議による。</p> <p>第 18 条～第 31 条 (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 16 条～第 17 条 (現行どおり) (株主総会決議事項)</p> <p>第 18 条 会社法施行規則第 118 条第 3 号ロに定める取組みとして、当会社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式又は新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策の決定は、株主総会の決議による。</p> <p>第 19 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設及びこれに伴う条数の繰り下げは、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>本附則は、2023 年 3 月 1 日にこれを削除する。</u></p>